



福井県人権シンボルマーク

人権ハンドブック

考えてみよう 人権のこと



福井県人権関係相談ガイド付

福井県

福井県人権啓発活動ネットワーク協議会



目次

■ 部落差別(同和問題)	1
1 部落差別(同和問題)とは	1
2 近年の主な差別事象	2
3 部落差別(同和問題)解決のための本県の取組み	3
4 えせ同和行為	4
■ 男女の人権	5
1 男女共同参画社会	5
2 配偶者・パートナーからの暴力	6
3 セクシャル・ハラスメント	7
4 ストーカー行為	7
■ 子どもの人権	8
1 子どもの人権を守ろう	8
2 子どもをいじめと体罰から守ろう	8
3 子どもを虐待から守ろう	9
■ 高齢者の人権	10
1 高齢者への虐待防止	10
2 認知症に対する偏見	11
3 消費者被害・交通事故等	11
4 成年後見制度	11
■ 障がい者の人権	12
1 ノーマライゼーションの実現をめざして	12
2 心のバリアフリーをめざして	13
3 障がいのある人を虐待から守るために	13
4 誰もが暮らしやすい社会へ	14
■ 外国人の人権	15
■ 患者(難病・感染症等)の人権	16
1 ハンセン病と人権	16
2 肝炎患者の人権	16
3 HIV感染者の人権	17
■ 犯罪被害者の人権	18
■ インターネットによる人権侵害	19
■ 性的マイノリティ(LGBT)の人権	20
■ 北朝鮮当局による拉致問題	22
■ 刑を終えて出所した人の人権	23
■ アイヌの人々の人権	24
■ 企業にとって必要な人権意識	24
■ 職場でのハラスメントの防止	25
福井県人権関係相談ガイド	27～33



※各ページ下部に配置されている音声認識コードは、専用のアプリで読み取り可能です。
「Uni voice」とアプリストアで検索してください。

部落差別（同和問題）について正しい理解を

いまだに残る差別意識を解消するために

部落差別（同和問題）とは

私たちは、誰もが生まれる場所や親、家を選ぶことはできません。

部落差別（同和問題）とは、同和地区、被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨害されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けたりするという、日本固有の重大な人権問題です。

なぜ部落差別（同和問題）が生まれたのか。それは、日本社会の歴史的な発展過程で形づくられた身分的差別が、現在も依然として解消されていないためです。

誰にとっても無関係ではない部落差別（同和問題）

「部落差別（同和問題）を知らない人にあえて教える必要はない。そっとしておけば自然に解消する。」という考え方があります。しかし明治政府による解放令後も差別は残り続け、今ではインターネット上での差別情報があふれています。**（寝た子を起こすな論の誤り）** 部落差別（同和問題）は差別される人の問題ではなく、差別する私たちの問題です。部落差別（同和問題）を解決するには、自分自身のこととして「差別しない、差別を許さない。」という正しい認識を持って行動することが大切です。

部落差別（同和問題）は具体的にどんな形で現れるのでしょうか。

「結婚相手のこと、ちゃんと調べた方がいいよ。」

結婚の際、身元調査をされたり、出身地等を理由に差別を受けたりする。

「あなたはどこで生まれ育ちましたか。」と、採用試験の面接でたずねられる。

就職の際、出身地等を理由に不採用になったり、職場で不公平な差別を受けたりする。

「〇〇△△は部落出身者だ。」と落書きされたり、特定の地域名を示し被差別部落であるとインターネット上に書き込まれたりする。

インターネットの匿名性を悪用し、同和地区を誹謗中傷する差別的な書き込みをされたり、同和地区の地図や写真などが掲載されたりする。

「マンションを建てるには、この地域は不適當ですよ。」と避けられる。

都市開発やマンション建設に際し、特定地域での差別調査が行われたり、不動産売買において同和地区の物件を忌避するという土地差別が行われたりする。

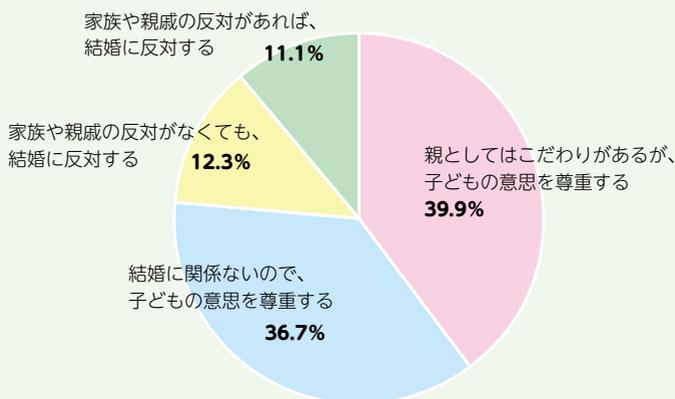


旧同和地区出身者との結婚に対する県民の意識

(令和4年度人権問題に関する県民意識調査より)

問【既婚の人のみ回答】

仮に、あなたのお子さんの結婚や交際しようとする相手が、旧同和地区出身者であれば、あなたはどうしますか。お子さんがいない場合は、いと仮定してお答えください。(1つ選択)



近年の主な差別事象

○住民票の写し等の不正取得による人権侵害

「職務上請求書」の不正使用により取得した住民票の写し等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が全国で後を絶ちません。令和3年7月には、栃木県行政書士会所属の行政書士が、結婚相手の身元調査を請け負った探偵から依頼され、戸籍謄本を不正取得して逮捕されました。その行政書士は平成28年からの5年間で約3,500通の戸籍謄本や住民票を入手していたことが分かっています。

この不正取得された個人情報、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

不正取得は悪質な犯罪です。不正な身元調査など、犯罪行為に加担しないようにしましょう。



○不動産会社からの役所への差別的問い合わせ

不動産会社の従業員が、顧客からの「取得したい物件が同和地区かどうか調べてほしい。」という依頼に対し、当該従業員は、それが部落差別であることを認識できず、役所に問い合わせたことにより発覚した事件です。

この事件は、当該従業員の部落差別（同和問題）への知識が学校で習った程度であり、当該会社において「基本的人権の侵害（差別）に当たる質問に答えないことは、宅地建物取引業法第47定第1項に抵触しない。」などの人権教育が一切されていなかったことが原因です。

このように、本人が差別の意図がなくても、結果的に差別に加担することがあります。そうならないために、常に正しい知識を身につけることが必要です。

部落差別（同和問題）解決のための本県の取組み

昭和44年に施行された同和対策事業特別措置法等に基づいた特別対策が実施され、県政の重要施策として同和地区の生活環境等のハード面の整備が改善されました。特別対策終了後は、一般対策の中で必要な施策を実施してきました。

現在、部落差別（同和問題）に関する偏見や差別意識の解消を図るソフト面の事業を、学校教育、社会教育、企業等に対して推進しています。

【主な取組み】

- ① 部落差別（同和問題）に関する相談対応
- ② 人権啓発ビデオ・DVD・書籍の貸し出し
- ③ 啓発パンフレットの提供
- ④ 人権センター相談員による出張研修
※①～④は福井県人権センター（0776-29-2111）で対応
- ⑤ 啓発チラシ・ポスターの作成、配布
- ⑥ 部落差別（同和問題）をテーマとした人権啓発講演・研修会の開催
- ⑦ 県民意識調査

学校での人権教育と同和教育

小学校全学年：学級活動や特別の教科道徳で、身近な社会や人々との関わりを重視した学習を通して、仲間を大切に作る心や、思いやりを育む学習

小学校6学年：社会科で、歴史上の身分制度について学習

中学校：社会科の歴史分野や公民的分野で、部落差別（同和問題）についての学習
学級活動や特別の教科道徳で、人権尊重の精神を育む学習

高等学校：地歴科や公民科等で、部落差別（同和問題）について学習
ホームルーム活動等で、人権課題についての学習



第一歩は部落差別（同和問題）を自分自身の問題と受け止めましょう。部落差別（同和問題）についてのうわさ話や中傷を耳にしたら、その場でやめるように促しましょう。部落差別（同和問題）が起きたとき、「知らなかった」「軽い気持ち」からだったという言い訳は通用しません。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

2016年（平成28年）12月9日に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が可決成立し、同年12月16日に施行されました。

＜成立の背景＞

- ・インターネット上における差別扇動や部落所在地の暴露
- ・「全国部落調査」復刻版の出版の動き

＜法律の概要＞

【現状認識】（第1条）

- ・現在もなお部落差別が存在（法律で初めて「部落差別」との文言を記載）
- ・基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない。
- ・部落差別を解消することが重要な課題

【目的】（第1条、第2条）

- ・部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現

【国や自治体の責務】（第3条～第6条）

- ・相談体制の充実、教育・啓発
- ・実態調査の実施（国が実施し、自治体はその調査に協力）

えせ同和行為

◎えせ同和行為の対応

えせ同和行為とは、いかにも部落差別（同和問題）の解決に努力しているかのように装いながら、部落差別（同和問題）を口実に不当な利益を要求する行為のことです。具体的には、高額な図書購入の要求や機関誌等への広告掲載強要などがあります。この行為が、部落差別（同和問題）に対する誤った意識を人々に植え付ける大きな原因となっています。

えせ同和行為に対しては、毅然たる態度で拒否し、具体的な要求を受けたときは、警察や法務局へ相談しましょう。



男女の人権

男女は平等のはず。分かっている、つい性別によって差別してしまうことはありませんか。

男女共同参画社会

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割分担を固定したり、「女の特性」「男の特性」というように個人の特性を考慮せず性別のみによって向き不向きを決めつけたりする考え方があります。

この考え方は、男女それぞれの生き方や働き方をしぼり、女性の社会進出や男性の地域・家庭等への参画を妨げる原因にもなっています。

「福井県男女共同参画推進条例」基本理念

1 男女の人権の尊重

性別を理由とする差別をなくし、「男」「女」である以前に、ひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保しましょう。

2 制度・慣行の見直し

「男だから」「女だから」というような固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々に活動できるよう、社会の制度や慣行のあり方を見直しましょう。

3 政策等の立案・決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に共同して参画できるようにしましょう。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族が互いに協力し、家事、育児、介護などの家庭における役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動もできるようにしましょう。

5 国際的協調

国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国家機関との協調の下に取り組みましょう。

男女共同参画社会の実現には、根強い固定的役割分担意識の改革とともに、男性を含めた働き方の見直しによる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進が必要です。一人ひとりが家庭、職場、地域でできることから始めましょう。



配偶者・パートナーからの暴力

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

配偶者やパートナーなど極めて親しい間柄にある人からの暴力です。また、恋人間で起きる暴力のことを、デートDVといいます。

殴る、蹴るだけが暴力ではありません

身体的暴力	精神的暴力	経済的暴力
殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める、など	馬鹿にする、無視する、大声で怒鳴る、脅す、など	生活費を渡さない、お金を貢がせる、お金を返さない、など
性的暴力	子どもを利用した暴力	社会的暴力
性行為の強要、避妊に協力しない、など	子どもに悪口を吹き込む、子どもを取り上げると脅す、など	友人や親戚などとの付き合いを制限する、電話やメールの内容を細かくチェックする、行動を監視する、など

どんなことがあっても、暴力を振るうことは許されません

DVは、夫婦間などの親密な関係性の中で発生する暴力であるため、外からは見えにくかったり、被害者が「自分にも責任がある」と加害者をかばう気持ちを持ったりすることから、なかなか表面化しません。

しかし、たとえ配偶者、パートナー、恋人という間柄であっても暴力は人権侵害であり、決して許されるものではありません。安全に安心して生きる権利を奪う加害者に非があります。

子どもへの影響

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力（児童虐待）が同時に行われている場合があります。また、子どもが直接暴力を受けていなくても、夫婦間の暴力を目撃すること（面前DV）は、心理的虐待にあたり、子どもの心身に計り知れない影響を与えます。

一人で悩まないで、まず相談を

DVを外部に相談するのは、大変勇気のいることですが、まず専門機関に相談することが必要です。



暴力は決して許されるものではないという認識をすべての人が持つとともに、お互いに尊重し合う対等な関係性をつくることが大切です。

セクシャル・ハラスメント

異性を軽んじる気持ち、性的対象としてだけとらえる気持ちがありませんか？

相手の意に反した性的な言動により相手の心身を傷つけることは、セクシャル・ハラスメントに当たります。セクシャル・ハラスメントは、女性に対しても男性に対しても、そして、同性間でも起こります。このような行為を受けた人は、職場での立場や人間関係などで嫌な思いをしたくないばかりに、何も抗議せずに黙って耐えていることもあります。

セクシャル・ハラスメントの防止

男女雇用機会均等法では、事業主に、職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止のための配慮が義務付けられており、平成26年7月施行の改正法では、男女双方に対する差別も禁止され、性的マイノリティ（P 20参照）に関する差別的な言動もこれに該当すると認められています。

事業主自身がセクシャル・ハラスメントを許さないことを雇用管理の方針として明確にし、これを従業員に周知・啓発することが大切です。また、各個人もそのようなことは許さないという決意が必要です。

お互いが職場における対等なパートナーとして尊重し合える関係をつくるのが大切です。

ストーカー行為

特定の人に対する好意の感情、または、それが満たされなかったことに対する恨みの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族などに対して、まじぶせや押しかけ、無言電話等といった「つきまとい等」の行為、または、承諾なくGPS機器を取り付けたり、その位置情報を取得したりするなどといった「位置情報無承諾取得等」の行為を繰り返して行うことです。

ストーカーには早期の対応が重要です。できる限り速やかに専門機関に相談することが必要です。



子どもの人権

「子どもだから」と、人権を軽く扱っていませんか。

子どもの人権を守ろう

子どもは未来を担っています

子どもは未来を担う社会の宝、誰もがその子らしく、生き生きと成長する権利があります。

しかし、現実には子ども同士のいじめのほか、子育てを放棄したり、しつけと称して暴力を振るったりするなど、大人による体罰や虐待、子どもの心身を傷つける痛ましい事件が起きています。そこで令和4年12月に民法の一部が改正・施行され、親権者による懲戒権の規定が削除されたとともに、親権者等はこどもの養育において人格を尊重し、体罰等の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものと定められました。

また、わが国が批准した子どもの権利条約には、子どもは単なる保護の対象としてではなく、「大人と対等の一人の人間」として尊重することをうたっています。

この条約でいう「子ども」とは18歳未満を指しており、子どもは次の4つの権利を持つとしています。

- ①「生きる権利」
- ②「育つ権利」
- ③「守られる権利」
- ④「参加する権利」



子どもをいじめと体罰から守ろう

いじめられる子にはそれだけの理由があるなどと言われることがありますが、それは間違いです。いじめを受けてもよい人間はどこにもいません。いじめは、人として絶対に許されないことなのです。そして、いじめを傍観することは、いじめを助長しているものと認識することが大切です。

親がしつけだと称して暴力を振るう、教師などが愛の鞭と称して体罰を行う。これも子どもへの人権侵害です。そして、暴力や体罰を受けて成長した子どもは、親になると同じように、わが子に暴力を振るうという悪循環に陥ることがあります。これらいじめや体罰等の問題は、子どもたちへの重大な人権侵害として全国的に問題になっています。

国は、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」を施行し、10月には「いじめの防止等のための基本的な方針（以下、「国のいじめ防止基本方針」）」を策定（平成29年3月改定）して、法の具体的な内容や運用について示しました。さらに、平成29年3月にはいじめ解消の要件を示すなど「国のいじめ基本方針」の改定を行いました。

県では平成26年3月に「福井県いじめ防止基本方針」（以下、「県のいじめ基本方針」）を策定するとともに、各学校においても平成26年4月には「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。平成31年1月には「県のいじめ基本方針」を改定し、これを受けて各学校はより具体的な行動計画に基づき、「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもの育成のため、人権教育の充実に努めています。



子ども一人ひとりが人格と個性を持ったかけがえのない存在であることをしっかりと意識して、子どもの自尊心を大切に、安心して健やかに成長できる家庭と地域社会をつくるのが私たちの責任です。

子どもを虐待から守ろう

子どもが健やかに育つため、親と子が安心して暮らせる家庭と地域社会に子どもへの虐待とは？

虐待というと、殴ったり蹴ったりするなど、子どもの身体を傷つける暴力を思い浮かべます。しかし、虐待はそれだけではありません。日常、何気なくしている次のような行為が虐待につながるおそれがあります。

思い当たりは ありませんか？

- 子どもは厳しくしつけるべきだという思い込み
- 「子どもは黙って大人の言うことを聞け」という考え方
- 忙しさを理由にして、「後で聞くから」などと子どもの話を聞かない
- 子育ての負担でわが子が「かわいい」と思えない

≪ 児童虐待とは ≫

身体的な虐待

殴る、蹴る、つねる、激しくゆさぶる、やけどを負わせるなどの暴行を加えること。

保護の怠慢・養育の放棄（ネグレクト）

病院に連れて行かない、食事を与えない、風呂に入れない、学校に行かせない、車の中に放置するなど、親として養育・監護を怠ること。（同居人による虐待を保護者が放置することも含まれます。）

性的な虐待

性行為の強要対象とすること。（わいせつな行為をすること・させること・見せること。子どもをポルノの被写体とすること。）

心理的な虐待

著しい暴言、無視、兄弟姉妹間の差別を通して、心に傷を負わせること。子どもの前で配偶者への暴力を行うこと。

虐待は、子どもだけでなく、親からのSOSのサインともいえます。経済的な困窮や家庭内の不和などから、子育てに対する不安やいらだちが子どもへの虐待につながります。また、持病や障がいがあるなど、育てにくい子どもの場合や、親自身がどう子育てしていいかわからずに自信が持てない場合も、虐待を引き起こすことがあります。

虐待は早期発見が大切です。「虐待かな」と思ったら、速やかに児童相談所や市町の窓口に通告しましょう。通告は国民に課せられた義務です。



高齢者の人権

すべての高齢者の個性や能力が尊重される社会に

高齢者に対して、「いい年をして」「もう年なんだから引退したら」といった、年齢だけを理由に社会参加を妨げることは、人権侵害になります。住宅の賃借を拒否されたり、悪徳商法の被害にあったりするなどの問題も生じています。

高齢者への虐待防止

高齢者への虐待が増えています。
虐待とは・・・

俺が面倒見てやっているんだ!

- 身体的虐待** … 殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせるなど暴力的行為や食事を無理に食べさせるなどの乱暴な行為、ベッドに縛り付けるなどの身体拘束。
- 心理的虐待** … 怒鳴る、ののしるなどの暴言、無視や嫌がらせといった屈辱的な言動等で、精神的に苦痛を与えること。
- 経済的虐待** … 必要なお金を与えない、本人の合意なく預貯金や年金を使ったり、財産を処分したりすること。
- 性的虐待** … 懲罰的に裸にして放置する、性的行為の強要など。
- 放棄・放任 (ネグレクト)** … おむつを替えない、食事を与えない、入浴をさせない、不潔な環境に置く、必要な医療や介護サービスを受けさせないなど、高齢者の養護を著しく怠ること。(同居人による高齢者虐待を放置することも含まれます。)

高齢者虐待への対応

家庭内で虐待を受ける方の多くは介護や支援が必要な高齢者ですが、元気な方が虐待されることもあります。虐待の要因は様々ですが、これまでの人間関係や経済的な困窮、認知症や寝たきりなどで介護が必要な高齢者の介護を行う家族などが心身ともに疲労し、追い詰められて虐待を行っていることも少なくありません。



高齢者虐待の解決のためには、虐待を受けた高齢者の保護だけではなく、虐待を起こしてしまった人の負担を軽くし、生活の再建を支援するため、周囲の人が声をかけ、相談相手になるなど、地域ぐるみでの取組が必要となります。

また、虐待は早期発見・早期対応が重要です。「虐待かな」と思ったら、市町の窓口や地域包括支援センターに相談してください。

今までできたことなの？

認知症に対する偏見

認知症は、記憶障がいや見当識障がい(時間や場所が分からない)、妄想(もの盗られ妄想等)・幻覚などがあり、認知症でない人には理解しにくい様々な症状が現れる病気です。病気の進行により、物忘れがひどくなったり、理解力や判断力が衰えたりすることもあります。[何も分からない][何もできない]ということではありません。最も不安や苦しみを感じているのは本人です。

認知症の人とその家族の生活や人権を守るために、社会全体で支え合う意識が大切です。

○叱責は、百害あって一利なし

病気に対する理解不足により、周囲の人が「怠けている」「早くしろ」「違う」などと本人を責めると、症状がさらに悪化する場合があります。本人に敬意をもって接するとともに、対応方法がよく分からない場合は専門家に相談しましょう。

消費者被害・交通事故等

高齢者は、悪徳商法や特殊詐欺被害等のさまざまな消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。(例：定期購入トラブル・フィッシング詐欺・架空請求・オレオレ詐欺など)

また、高齢者は、身体機能や認知機能の低下などにより、交通事故に遭う可能性が高くなります。高齢歩行者を見かけたら減速したり、交差点で保護・誘導したりするなど、社会全体で高齢者を交通事故から守る意識が大切です。

成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方を法律的に支援する制度です。家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりすることで、本人を消費者被害から守るとともに、適切な福祉サービスの利用につなげ、本人を保護・支援します。

若いころに比べるとからだの機能も衰え、不可能なことも出てきますが、「社会貢献をしたい」「働きたい」という高齢者はたくさんいます。高齢者も社会を構成するメンバーです。年齢だけを理由に社会参加を妨げることなく、それぞれの個性や能力が尊重され、住みなれた地域で安心して生活し、若い世代とともに地域社会の様々な活動に参加できるよう、社会環境づくりを進めていくことが重要です。



障がい者の人権

障がいのある人が地域で安心して暮らせるために

障がいのある人もない人も、誰もが社会の一員として、自ら選択し、地域の中で安心して生き生きと暮らすことのできる社会（共生社会）づくりを実現するためには、社会を構成するすべての人の十分な理解と配慮が必要です。

障がいは、事故や疾病等により、誰にとっても起こりうる身近なものであり、障がいを個人の特質・個性としてとらえ、共に生きることが大切です。

ノーマライゼーションの実現をめざして

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方が「ノーマライゼーション」です。

ノーマライゼーションを実現するためには、取り除かなければならない様々な障壁（バリア）があります。

「バリアフリー」は、障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者にとっても生活しやすい環境を実現することにつながります。

目に見えやすいバリア

道路や住宅内外の段差、駅・建物のスロープやエレベーターの不備、分かりにくい案内表示、など

目に見えにくいバリア

身体障がい者補助犬への理解不足、要約筆記・手話通訳の対応がなされていないことによって、情報に接する機会が制約されること、障がいのある人に対する偏見や差別の意識、など



心のバリアフリーをめざして

障がいのある人への誤解や偏見、無関心による行動など、一人ひとりの「心のバリア」をなくすことが重要です。そして、その「心のバリアフリー」を広げていくためには、「他人事」ではなく、「自分の問題」として捉え、考え、行動していく必要があります。

精神障がい、発達障がい、内部障がい（心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、腸などの内臓機能の障がい）など、一見ただけでは分かりにくい障がいのある方は、「ちょっと変わっている」「親のしつけが悪い」「なまけている」など、誤解を受けることも多く、辛い思いをしていることがあります。また、知的障がいや精神障がいのある方は、暴行・虐待、預金等の搾取などの被害者となりやすいことがあります。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障がい者にとっての社会的障壁を取り除くための合理的配慮を行うなど、国や地方公共団体、民間事業者の具体的な対応が求められます。

（平成25年6月制定、平成28年4月施行）

障がいのある人を虐待から守るために

虐待は障がいのある人の尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げます。虐待を防ぐために、小さな兆候を見逃さず、早期に発見することが大切です。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定を置き、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者および使用者等に対して、障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を発見した者に対する通報義務を課す等しています。

（平成23年6月制定、平成24年10月施行）

3種類の障がい者虐待

養護者による虐待

障がい者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人による虐待のこと。

障がい者福祉施設従事者等による虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のこと。

使用者による虐待

障がい者を雇用している事業主などによる虐待のこと。



虐待になる行為とは・・・

- 身体的虐待** … 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制したりする行為。
- 性的虐待** … 性的な行為を強要したり、性的な行為・映像などを見せつけたりすること。
- 心理的虐待** … 脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。
- 放棄・放任** … 食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないなどによって、生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。
- 経済的虐待** … 本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用したりし、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

障がい者への虐待は、本人が気づかぬうちに虐待している、また、虐待を受けている人も虐待を受けているという認識がないために被害を訴えられないことも多く、どこの家庭や場所でも起こりうる問題です。虐待に気づいた人は、一人で抱え込まず、県や市町の窓口にご相談しましょう。

誰もが暮らしやすい社会へ

障がいのある人は我慢するのが当然と考えていませんか。

障がいのある人もない人も、同じように能力と個性を發揮し、社会の一員として、共に生きる社会をつくっていきましょう。

障がいのある人が暮らしやすい社会は、誰にとっても暮らしやすい社会です。普段から障がいのある人の立場に立って考え、行動することが「ノーマライゼーション」の実現につながります。

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無にかかわらず、可能な限りすべての人を対象として想定し、どこでも、誰でも、自由に、使いやすいようにデザインする「ユニバーサルデザイン」への取組みも活発化しています。

(例) ノンステップバス、缶ビールの点字表示、シャンプー容器側面のきざみ、多機能トイレ、など



外国人の人権

人権を尊重した豊かな地域づくり

進みつつある国際交流

今日、国際交流は、海外へ出向くことによって体験することはもとより、地域社会における生活の中でも日常的なものになっています。

就労者や留学生、企業研修生・実習生など、福井県に在住する外国人は、令和5年12月末現在16,756人、出身は87か国・地域で、前年から増加しています。

多文化共生の推進を

在住外国人との交流の機会が増加する一方で、制度、言語、文化の違いなどにより、住居や就労等をめぐる問題だけでなく、相互の意思疎通が足りないことによる地域社会や教育機関での問題等、身近な暮らしの中でトラブルが発生することがあります。

また、日本には、歴史的経緯から在住を余儀なくされた「在日韓国・朝鮮」の人々が多く住んでいますが、多様な文化等があることを認識することが重要です。

ヘイトスピーチ

人種や国籍、民族、ジェンダーなど特定の属性を有する集団を脅したり、差別や暴力行為をおおったりする差別的言動のことで、海外や国内で散見されています。（平成24年4月から平成27年9月までに1,152件のヘイトスピーチを確認〈法務省調査〉）

ヘイトスピーチの根源には差別があり、たとえ特定の集団に対する言動であったとしても、差別を受けた人は個人としての尊厳や人権を傷つけられ、さらなる差別を生むことになってしまいます。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

2016年（平成28）5月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が制定され、2016年（平成28）6月3日に施行されました。同法では、国に対し、相談体制の整備、人権教育の充実、啓発活動の実施などを定め、地方公共団体に対しては、国との役割分担を踏まえながら、実情に応じた施策を実施することを定めています。ただし、具体的な禁止規定や罰則はありません。

民族や文化、国籍等の違いを超えて、在住外国人と地域住民が相互に人権を尊重し合うとともに、外国人に対する各種情報の提供、外国人向け相談体制の整備など多文化共生を推進するため、令和3年3月、「福井県多文化共生推進プラン」を策定しました。日本人にとっても外国人にとっても、住み続けたいと思える多文化共生の地域づくりを推進しましょう。



患者（難病・感染症等）の人権

正しい理解と行動が必要です。

もし自分や家族が難病や感染症にかかり、差別や人権侵害を受けたら…と考えてみましょう。病気に対する誤った情報は、患者やその家族に対する偏見や差別につながります。

ハンセン病と人権

ハンセン病はかつて「らい病」と呼ばれ、体の末梢神経が麻痺したり、皮膚に発疹が出たりして、病気が進むと顔や手足が変形することから、患者は偏見や差別の対象となりました。1940年代には完治が可能となった病気であったにもかかわらず、1953年（昭和28年）制定の「らい予防法」は患者や回復者の強制隔離等を認めていました。「らい予防法」は1996年（平成8年）に廃止されましたが、今も差別意識は根強く残っています。

☆ハンセン病豆知識 「らい」は病原菌の名前で、「ハンセン」はらい菌を発見した人の名前です。

ハンセン病は確実に治療できる病気です。

現在では、有効な薬を使うことで確実に治療できます。早期発見、早期治療をすれば、後遺症も全く残りません。

らい菌は極めてうつりにくい菌です。

感染源や経路については諸説あります。乳幼児のような免疫力の低い状態の時に感染することが多いのですが、現在の日本においては感染、発病はまれです。

ハンセン病は遺伝病ではありません。

患者が一家族内に現れることも多く、潜伏期間が長いことなどから、遺伝病と誤解されることもありました。

肝炎患者の人権

肝炎とは、肝臓に炎症が起きている状態です。原因別に、ウイルス性肝炎、薬剤性肝炎、アルコール性肝炎、自己免疫性肝炎等に分けられます。

日本では、肝炎の多くがウイルス性肝炎だといわれています。肝炎ウイルスは、血液を介して感染します。したがって、肝炎ウイルスの感染予防は、他人の血液に安易に触れないことが重要です。歯ブラシやカミソリなど、血液がついている可能性のあるものは共用しないでおきましょう。



空気感染はしません。また、日常生活（握手やお風呂場）で感染することはありません。

HIV感染者の人権

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染すると、次第に免疫力が低下します。そして、様々な感染症や悪性の腫瘍などを合併した状態がエイズ(AIDS:後天性免疫不全症候群)です。

HIVは感染力が弱く、感染経路が限られているので予防することができます。

主な感染経路

性的接触による感染	血液による感染	母子感染
最大の感染経路で、感染者の精液・膣分泌液・血液に含まれるウイルスが性器などの粘膜を通して感染する。	感染者と同じ注射器で、覚せい剤などを「回し打ち」することなどにより感染する。 輸血・血液製剤・臓器移植(※)	母親が感染していると、妊娠・出産・授乳を通し感染の可能性がある。

※日本を始めとする先進国においては、輸血・臓器移植について事前にチェックされています。また、血液製剤についても加熱処理されています。

感染者との接し方

HIV感染者と日常生活を一緒に送っていても、感染することはありません。

HIV感染者は、早期治療でエイズの発症を遅らせることができます。適切な対応により、仕事をしながら治療を受けることで、通常の生活を送ることができますが、実際にはHIV感染者に対する強い偏見と差別があり、就労の継続が困難となっている場合があります。

日常生活では感染しません。

- ・咳やくしゃみ(飛沫感染)で感染することはありません。
- ・握手など体に触れたりしても感染しません。
- ・プール、お風呂に一緒に入っても感染しません。
- ・本や文房具、お金など一緒に使っても感染しません。
- ・バスや電車のつり革や手すりで感染しません。
- ・カラオケのマイクでの感染はありません。
- ・ペットや蚊、ハエなどによる感染もありません。

病気を正しく理解し、 unnecessaryな警戒はやめ、地域や社会とともに生きる仲間として接し、思いやりを持ってともに生きてください。日頃から不確かな情報に惑わされない態度や、相手の立場になって考える態度を身につけましょう。



犯罪被害者の人権

犯罪被害者への理解を深めるために

ある日突然、事件や事故に巻き込まれ、被害者やその家族の立場になる可能性があります。犯罪被害者は、犯罪による直接的な被害だけでなく、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられます。犯罪被害を受けた本人や家族は一種のショック状態が続き、身体も心も変調をきたすことがあります。

犯罪被害者の抱える様々な問題

<心身の不調>

- ・感情や感覚のマヒ
- ・恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- ・事件に関することが頭の中によみがえる。
- ・不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏

<加害者からの更なる被害>

- ・再び危害を加えられることへの不安
- ・謝罪をしないなど、加害者の不誠実な対応
- ・裁判における加害者側の責任逃れや事実と違う自己に有利な主張

<生活上の問題>

- ・自宅が事件現場、再被害が怖い、近隣のうわさによる精神的苦痛などからの転居
- ・就業困難で、収入が途絶
- ・医療費、弁護士費用等の多額の出費
- ・家族内のいさかい等、家族関係の危機

<捜査・裁判に伴う様々な負担>

- ・事件について何度も説明
- ・事件に関する情報提供が不十分で置き去りにされていると感じる。
- ・慣れない法廷への出廷
- ・裁判における費用、労力、時間

<周囲の人の言動による傷つき>

- ・周囲の人からの中傷や興味本位な質問
- ・民事裁判を起こすと「お金が欲しいだけ」と見られる。
- ・心情に沿わない安易な励ましや慰め
- ・支援機関・団体等での事務的な言動、説明不足や不適切な情報提供

福井県犯罪被害者等支援条例（令和3年4月1日施行）

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減、生活の再建を図るために制定されました。同条例では、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者および民間支援団体の責務を定めています。

一人で悩まないで、まず相談を

困っていること、不安なこと、手助けが必要なことなど、行政機関や警察の相談窓口にご相談しましょう。一人で悩む必要はありません。



事件、事故に巻き込まれた被害者が立ち直るには長い時間が必要です。私たち一人ひとりが、心無いうわさ話や中傷に加担しないことが大切です。被害者が置かれている状況、支援の必要性について理解を深め、理解や配慮に欠けた言動をせず、社会全体で支援しましょう。

インターネットによる人権侵害

インターネットにもルールとマナーが必要

インターネットは、私たちの生活を豊かで効率的なものにしてくれますが、使い方によっては、誰かを傷つけたりトラブルに巻き込まれたりする危険性もあります。

インターネットやスマートフォン等の急速な普及に伴い、その匿名性を悪用した、他人への誹謗中傷や差別表現の書き込み、個人のプライバシーに関する個人情報の流出・漏えいなど、人権や命にかかわる様々な問題が発生しています。

令和2年には新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、インターネット上でも、感染者や関係者に対する激しい誹謗中傷が見られました。また、同年5月には、SNS等での誹謗中傷を苦にしたプロレスラーが自殺するなど痛ましい事件も起きています。

このような事態に対し、国でも相談窓口の強化や加害者の情報開示の手続きを簡略化するなどの動きが見られ、本県においても、令和2年11月からインターネット上での誹謗中傷に対しモニタリングを実施しています。

しかし、一度インターネット上に流された情報は、世界中で広まる危険性があり、広まってしまうと、すべてを完全に削除することが困難なため、長期にわたり深刻な人権侵害やプライバシーの侵害を引き起こす可能性があります。

次のようなインターネット上での行為が大きな問題となっています。

- 他人を誹謗中傷する書き込み
 - 個人のプライバシーに関わる情報の掲載
 - 差別表現の書き込み
 - 児童ポルノや遺体映像などの掲載
 - 被差別部落地区の識別情報（地名や当該地区を撮影した動画等）の書き込み
- ※これらは、あくまで一例です。インターネット上のページや掲示板、ブログのみならず、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を介して、いつでも・どこでも・瞬時に世界中へ発信されてしまいます。

子どもとインターネット

高度情報化が進んだ現在、子どもの多くがインターネットを利用し、携帯電話やスマートフォンの所持率も年々増加しています。前述の、大きな問題となっているインターネット上の行為により、中にはいじめや買春、児童ポルノ等、子どもをトラブル・犯罪に巻き込む事案や、命に関わる事案も発生しています。

子どもたちが、後先や事の重大さをよく考えないままに行動し、それが取り返しのつかない、悲しい結果につながるものがあってはいけません。

被害にあってしまったら

インターネット上で誹謗中傷や名誉毀損、プライバシー侵害、人権侵害などに関する書き込みをされた場合、まずは相談窓口を利用しましょう。行政機関の相談窓口や、総務省から事業を委託している「違法・有害情報相談センター（<https://www.ihaho.jp/>）」などがあります。

インターネットを安全に利用するためには、子どもはもちろん、その保護者や周囲の人も高度情報化の影の部分に対応し、適正な利用ができる考え方や態度が大切です。



性的マイノリティ (LGBT) の人権

性のあり方は様々です。個人の性を尊重し偏見や差別をなくしましょう

見た目や性格が一人ひとり違うように、性的指向や性自認も一人ひとり様々です。しかし世の中においては、依然として周囲の無関心や偏見、差別的取扱いなどが見受けられます。それぞれの人の性のあり方を尊重することが大切です。

「性のあり方」の主な構成要素

●性的指向 (好きになる性)

恋愛感情や性的な関心がどの性別に向くか、向かないかを表します。異性愛や同性愛、両性愛など、様々な形があります。

●性自認 (こころの性)

自分の性をどのように認識しているかを指します。男性／女性という認識だけでなく、どちらでもないなど、そのあり方は多様です。

この性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとって「SOGI (ソジ)」という言葉が用いられることもあります。「SOGI」は、LGBT / LGBTQ に限らずすべての人にあてはまる属性で、誰にでも関わりがある大切な性のあり方と言えます。

性のあり方が多数派の「生まれた時に割り当てられた性別に違和感がない異性愛者」というパターンに当てはまらない人々は、性的マイノリティあるいはLGBT / LGBTQ などと呼ばれています。

L レズビアン	性自認が女性で女性を好きになる人
G ゲイ	性自認が男性で男性を好きになる人
B バイセクシュアル	女性も男性も両方好きになる人
T トランスジェンダー	生まれた時に割り当てられた性別と、性自認が異なる人
Q クエスチョニング	性的指向や性自認を決められない、分からない、決めないなどの人

これ以外にも様々な性のあり方があります。

カミングアウトとアウティング

●カミングアウト

自分の性自認や性的指向を他人に伝えることです。いつ、誰に、何を、どこまで話すかは当事者自身が決めることです。また、カミングアウトしない自由もあります。もしあなたが身近な人からカミングアウトを受けたら、まず本人の話をよく聞き受け止めることが大切です。本人の希望や、他の人にもカミングアウトしているのかも確認しておきましょう。

●アウティング

本人の許可なく、その人の性のあり方を第三者に話してしまうことです。どのような性のあり方を持っているかは重大なプライバシーであり、誰に、どのようなタイミングで伝えるかは本人だけが決められることです。アウティングにより、本人が深く傷つき、それまでの生活が送れなくなることもあります。善意で行ったかどうかは関係ありません。絶対にやめましょう。



性的マイノリティが直面する社会的困難

<学校>

- ・制服やトイレ、着替えなどの男女分けが苦痛で学校に通えなくなった。
- ・学校で「おかま」などと言われいじめられた。

<職場>

- ・同性パートナーに対する福利厚生が整備されておらず、必要な制度を利用できない。

<医療>

- ・病院での病状告知の際、「家族でないから」と同席を断られた。

<住宅>

- ・賃貸住宅の入居申し込みの際、同性カップルであることを理由に断られた。

<自分自身のこと>

- ・学校で多様な性について習っていないことが多く、自分の悩みや違和感の原因が分からない。
- ・自分を肯定的にとらえることができず、自殺念慮・未遂の割合が高い。

パートナーシップ宣誓制度

性的マイノリティのカップルが、互いを人生のパートナーとして協力し合う関係であることを自治体に宣誓し、自治体が発給証を交付する制度です。

異性のカップルが受けられるサービスを性的マイノリティのカップルが受けられないという不利益を軽減し、性的マイノリティの方に対する社会の理解を促進するため、本県では令和5年11月に「福井県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。県では、従来から性的マイノリティのカップルを対象としてきたサービスも含め、22件のサービスを提供しています。また、県のパートナーシップ宣誓制度の導入に合わせて制度を導入した県内市町は多く、令和6年度末時点で、県内の10市町が制度を導入しています。

なお、本県は宣誓者の転居時の負担を軽減するため、令和6年11月から「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入しています。この連携ネットワークに加入する自治体間で転居する場合、必要となる手続きが簡素化されます。

私たちにできること

性的マイノリティが周りに居ないと思っていても、あなたが知らないだけで既に共に暮らしています。身近に居ることを想定して、例えば学校や職場などで不必要な男女分けがなされていないか、日常の振り舞いで誰かを傷つけていないか振り返ってみましょう。多様な性のあり方を尊重することは誰もが自分らしく生きられる社会の実現に繋がります。



北朝鮮当局による拉致問題

拉致被害者の1日も早い帰国実現を

1970年代から80年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。日本当局の調査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致疑いが濃厚であることが明らかになり、2002年9月の日朝首脳会談で北朝鮮は拉致を認め謝罪し、10月には政府認定の日本人拉致被害者17人のうち5人が24年ぶりに帰国されました。その中には1978年7月に福井県小浜市で拉致された地村保志さん、富貴恵さん夫妻も含まれています。その2年後に北朝鮮に残されたご家族も帰国することができました。しかし帰国された5人の拉致被害者以外の被害者については、いまだ北朝鮮当局から安否に関する納得のいく説明がありません。

拉致問題は、北朝鮮当局が日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去ったものであり、被害者の方をはじめ、その家族にとっても大変苦しい日々が続いています。また、政府認定拉致被害者17名のほかにも、警察が捜査・調査の対象としている、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の数は、800人以上に上っています。

すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を願い、実現するまで、私たち一人ひとりが強い関心を持ち続けることが大切です。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

この法律は2006年（平成18年）6月に施行されました。北朝鮮当局による人権侵害問題に関する認識を深めること等を目的として、国や地方公共団体の責務等を定めるとともに、毎年12月10日～16日の一週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとしました。この週間には、国や地方公共団体による様々な活動が展開されており、福井県においても、街頭啓発やブルーリボン運動などの活動を行っています。

ブルーリボン運動



拉致被害者を取り戻すためのシンボルとなっているブルーリボンの青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者と御家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。

国際社会における関心の高まり

2005年12月、第60回国連総会は、「北朝鮮人権状況決議」を採択しました。拉致問題を含む北朝鮮の人権状況に深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対し人権状況の改善を求めるものです。「北朝鮮人権状況決議」は、2024年11月までに、20年連続で採択されています。



また、2024年6月には、国連安全保障理事会において、北朝鮮の人権状況を協議する会合が開かれ、50か国以上がそろって北朝鮮を非難する共同声明を発表しました。

なお、「拉致」を禁ずる国連人権条約として、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」があり、日本も締結しています。

刑を終えて出所した人の人権

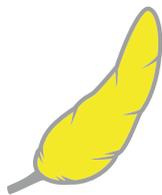
地域で受け入れ、見守っていくことが支えになる。

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、根強い偏見や差別があります。本人に更生意欲があっても、就職や住宅の確保の面で差別を受けるなど、社会復帰を目指す人々にとって厳しい状況にあります。また、本人だけでなく、家族や親族も地域社会や職場、学校等で差別を受けることがあります。

刑を終えて出所した人が真の社会復帰を実現するためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、地域社会、職場など周囲の人の理解と協力が不可欠です。これらの人々を積極的に雇用する「協力雇用主」と呼ばれる民間事業者もあります。

犯罪や非行をした人の社会復帰について、立ち直ろうとする人々の意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが必要です。

幸福の黄色い羽根



黄色い羽根は、犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルです。更生保護のシンボルマークであるヒマワリの黄色と、刑期を終え出所した男性をあたたく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福の黄色いハンカチ」(1977年、山田洋次監督)から着想を得て、2011年から全国で、“社会を明るくする運動”^{しあわせ}*への賛同を示す身近な協力のしるしとして使用されています。

※“社会を明るくする運動”とは、すべての国民が犯罪と非行の防止と立ち直りについて考え、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない地域社会を築こうという国民運動で、毎年7月の再犯防止啓発月間に行われます。

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）

2016年（平成28年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が制定され、公布、施行されました。同法では、国は、再犯防止のための施策を総合的に策定し、実施する責務があるとし、推進計画策定を義務付けています。地方公共団体には、国との相互連携のもと、地域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務があるとしています。

福井県再犯防止推進計画

国は再犯防止推進法の制定を受け、2017年（平成29年）12月に「再犯防止推進計画」を閣議決定しました。本県でもその計画を勘案し、2019年度から2023年度末までの計画期間内に再犯者数を20%減らすことを目標とした「福井県再犯防止推進計画」を2019年（平成31年）3月に策定しました。

【計画の主な内容】

- ①国・民間団体等との連携による支援体制の整備
- ②就労の確保
- ③住居の確保
- ④保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ⑤非行防止活動および学校等と連携した修学支援
- ⑥民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

福井県更生保護センター

本県計画策定を受け、刑を終えて出所した人などからの就労、住居、福祉サービス等の相談に応じる総合相談窓口として、福井県職員会館内に2019年（令和元年）8月に設置されました。

☎0776-97-8221



アイヌの人々の人権

就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

2019年（平成31年）4月に同法が制定、公布され、5月に施行されました。同法では、アイヌであることを理由とした差別の禁止やアイヌ施策の推進に関し、教育、広報などによりアイヌへの理解を促進することなどを国や地方自治体の責務とし、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置等について定めることで、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって共生社会の実現に資することを目的としています。

企業にとって必要な人権意識

社会から信頼される企業となるために

企業になぜ人権意識が必要か？

職場は、年齢・価値観・国籍などが異なる多様な人々で構成されています。職場の一人ひとりが確かな人権感覚を持って行動し、良好な職場環境を築くことで、コミュニケーションが活発化し、多様な意見・アイデアが情報交換されます。結果、業績も伸び、社会からも信頼される会社になります。

人権意識の高い企業とは？

- ①男女共同参画の体制が実現しセクハラのない職場。セクハラ抑止のシステムがある企業
- ②パワーハラスメントのない職場・メンタルヘルスに配慮したシステム（例：明確な社内相談窓口・担当者）がある企業
- ③高齢者や障がい者、外国人、性的マイノリティ等を積極的に雇用し、いきいきと働いている職場
- ④部落差別（同和問題）等の人権研修を通して公平・公正な職場づくりを行っている企業
- ⑤就業規則や掲示物等に、前述のような人権に関する方針や配慮についての記載があり、従業員に対して研修や啓発が行われている企業
- ⑥保護観察所の「協力雇用主」に登録、刑を終え出所した人等を雇用し、改善更生に協力する企業
- ⑦公正採用選考に取り組み、応募者に対し、応募用紙や面接において不適切な質問をしない企業

企業に求められる社会的責任（CSR）とは？

- 人権の尊重
人権の擁護を支持、尊重し、人権侵害に加担しない。
- コンプライアンス
法令はもちろん、社会的な規範や倫理を守る。
- 環境対策
「環境にやさしい社会」「循環型社会」の構築
- 社会貢献



職場でのハラスメントの防止

あらゆるハラスメントは許されません。

職場のハラスメントが与える影響は深刻です。職場は、私たちが人生の中で多くの時間を過ごす場所であり、様々な人間関係を結ぶ場でもあります。そのような場所で、ハラスメントを受けることにより、人格や尊厳を傷つけられたり、仕事への意欲や自信をなくしたり、ひいては心の健康の悪化につながり、場合によっては休職や退職に追い込まれ、最悪の場合は命を絶ってしまう可能性もあります。

職場で起こりうるハラスメント

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、その労働者の就業環境が害されること。

- 例) ・ 人格を否定するような言動を行う。業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う。
- ・ 長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる

セクシュアルハラスメント

職場において、労働者の意に反する性的な言動により、

- ①それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を与えること（対価型セクシュアルハラスメント）
- ②職場の環境が不快なものとなることで、労働者が就業するうえで見過ごすことができない程度の支障が生じること（環境型セクシュアルハラスメント）

- 例) ・ 事務所内で、社長が日頃から社員の性的な話題を公然と発言していたが、抗議されたため、その社員を解雇した。
- ・ 同僚が社内や取引先などにおいて、社員の性的な内容の噂を流し、結果として、その社員の就労意欲を低下させた。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

休業制度等の利用や妊娠・出産等を理由に解雇や不利益取り扱いを示唆する言動や制度等の利用を阻害する言動、制度等の利用や妊娠・出産等を理由に嫌がらせ等をする言動

- 例) ・ 妊娠により立ち仕事を免除してもらっていることを理由に「あなたばかり座って仕事をしてずるい！」と、同僚が仲間外れにする。
- ・ 男性労働者が育児休業を申し出たところ、上司が「男のくせに育休を取るなんてあり得ない」と言う。



ハラスメントの被害にあったときは

はっきりと意思を伝えましょう

調査では、パワーハラスメントを受けた後、ほぼ半数の人が「何もしなかった」ということが分かっています。しかし、ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください。」「私はイヤです。」と、あなたの意思を伝えましょう。

我慢したり、無視したりすると事態をさらに悪化させてしまうかもしれません。問題を解決していくことが、悩んでいる他人を救うことにも繋がります。

職場の相談窓口を利用しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく職場の問題です。職場の人事労務などの相談担当者や信頼できる上司に相談しましょう。取引先や顧客などからハラスメントを受けた場合も、自分の職場に相談してください。労働組合に相談する方法もあります。

福井労働局雇用環境・均等室へ相談できます

職場に相談しても対応してもらえなかったら、福井労働局雇用環境・均等室へご相談ください。なお、土日の相談やメールでの相談は、「ハラスメント悩み相談室」（厚生労働省）に相談することもできます。

ハラスメント防止対策の強化について

2020年（令和2年）6月1日より（**中小事業主は2022年（令和4年）4月1日より**）、職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました。

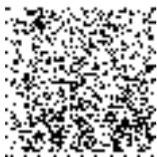
職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました。

職場におけるセクシュアルハラスメント・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。

2020年（令和2年）6月1日の法改正により、次のとおり、防止対策が強化されました。（事業所の規模を問いません）。

（①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントと同様です。）

- ①事業主および労働者の責務
- ②事業主に相談等をした労働者に対する不利益取り扱いの禁止
- ③自社の労働者が他社の労働者に対するセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応



福井県人権関係相談ガイド

	事業名	実施機関	相談日時
全 般	人権センター運営事業 ◆人権教育・啓発の拠点施設として、人権問題に関する総合的な連絡調整と、県民に対する一元的な情報提供および人権全般にかかる相談をお受けします。	福井県人権センター 所在地 福井市手寄1-4-1 AOSSA(アオッサ)7階 電話 0776-29-2111	一般相談 相談日: 火曜～金曜日 第2、4日曜日およびその前日の土曜日(祝日、年末年始を除く。) 相談時間: 9時～17時 相談形態: 面接、電話
			特別相談(弁護士相談) 相談日: 毎月第3木曜日 相談時間: 13時30分～15時(要予約)
			移動相談 相談場所: 敦賀市内 相談日: 偶数月の第2金曜日 相談時間: 13時～16時 相談場所: 小浜市内 相談日: 奇数月の第3金曜日 相談時間: 13時～16時
全 般	人権に関する相談窓口 ◆差別、虐待、いじめ、ハラスメント、インターネットによる誹謗中傷など、様々な相談をお受けします。	福井県地方務局 所在地 福井市春山一丁目1番54号 福井市春山合同庁舎 ホームページ https://houmukyoku.moj.go.jp/fukui/ 【電話相談】 みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル) 0570-003-110 こどもの人権110番 0120-007-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810 外国人相談ダイヤル 0570-090-911	相談日 月曜～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 相談時間 8時30分～17時15分 相談形態 電話、面接
			【外国人権相談ナビダイヤルの対応時間】 9時～17時
			【LINE相談】 アカウント名: 「法務局LINEじんけん相談」 検索ID: @linejinkensoudan 相談日 月曜～金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 相談時間 8時30分～17時15分 相談形態 1日1回30分 LINE
【インターネット相談】 https://www.jinken.go.jp/ 相談受付 24時間			
部 落 差 別 (同 和 問 題)	部落差別(同和問題)に関する相談窓口 ◆部落差別(同和問題)に関する相談に応じます。	福井県人権センター 所在地 福井市手寄1-4-1 AOSSA(アオッサ)7階 電話 0776-29-2111 福井県隣保館連絡協議会の相談窓口 敦賀市 三島会館 0770-22-3420 美浜町 文化会館 0770-32-0707 // 小倉会館 0770-32-0600 高浜町 三松センター 0770-72-2080 おおい町 副ヶ裏ふれあいセンター 0770-77-1811	一般相談 特別相談 移動相談 同上
			※相談受付時間等については、各館、センターにお問い合わせください。
女 性	女性総合相談事業 ◆女性の直面しているさまざまな問題について女性の相談員が相談をお受けします。	福井県生活学習館(ユニー・アイふくい) 所在地 福井市下六条町14-1 電話(代) 0776-41-4200 相談専用 0776-41-7111	一般相談 相談日: 火曜～日曜日(第3日曜日を除く) 相談時間: 9時～16時45分 相談形態: 面接、電話(面接相談は要予約)
			こころの相談 相談日: 毎月第1土曜日 相談時間: 13時～16時 相談形態: 面接(要予約) 法律相談 相談日: 毎月第4土曜日 相談時間: 13時～16時 相談形態: 面接(要予約)
女 性	DV被害者相談事業 ◆配偶者からの暴力全般に関する相談をお受けします。性別に関係なく相談できます。	福井県児童・女性相談所 所在地 福井市木田3丁目701 電話 0776-35-1725	相談日(面接) 月～金 8時30分～17時15分 (電話) 毎日 8時30分～22時

この一覧は、県の人権に関する相談窓口を記載しております。この他、国、市町でも相談窓口を設けている場合があります。



福井県人権関係相談ガイド

	事業名	実施機関	相談日時
女	性犯罪被害相談電話 ◆性犯罪被害者等からの相談をお受けします。	福井県警察本部刑事捜査第一課 所在地 福井市大手3-17-1 短縮ダイヤル #8103 (ハートさん) 一般加入 0776-29-2110 フリーダイヤル 0120-292-170	相談日 毎日 相談時間 24時間 相談形態 電話(時間外、土、日、祝日は、当直でお受けします)
	女性の健康相談窓口 ◆妊娠・出産や女性特有の心身の悩み相談をお受けします。	公益社団法人 福井県看護協会 所在地 福井市北四ツ居町601 電話 0776-54-0080	相談日 (電話) 月曜・水曜 13時30分～16時 (面接) (要予約) 医師 月曜 17時～18時 第2火曜 15時～16時 助産師 水曜 13時30分～16時
男	男性DV相談事業 ◆DVに関する相談について、男性の相談員が対応します。	電話 080-8690-0287	相談日 第1、2、3、4水曜日 相談時間 9時～13時 相談形態 面接、電話(面接相談は要予約)
子	家庭児童相談事業 ◆子どもに関するあらゆる相談、家庭内の児童養育に関する相談などをお受けします。	福井健康福祉センター 所在地 福井市西木田2-8-8 電話 0776-36-2857 丹南健康福祉センター 所在地 鯖江市水落町1-2-25 電話0778-51-0034 丹南健康福祉センター 武生福祉保健部 所在地 越前市上太田町41-5 南越合同庁舎1F 電話 0778-22-4135 二州健康福祉センター 所在地 敦賀市開町6-5 電話 0770-22-3747 若狭健康福祉センター 所在地 小浜市四谷町3-10 電話 0770-52-1300	相談日 週4日(各センターごとに異なります) 相談時間 8時30分～17時15分 相談形態 面接、電話
	児童相談 ◆児童虐待や児童の非行等、児童や家庭に関する相談をお受けします。	福井県児童・女性相談所 所在地 福井市木田3丁目701 電話 0776-35-1581 福井県敦賀児童相談所 所在地 敦賀市角鹿町1-32 電話 0770-22-0858	相談日 月曜～金曜日 相談時間 8時30分～17時15分 相談形態 面接、電話
	親子のための相談LINE ◆子育てや親子関係に関する悩みについて、子ども(18歳未満)とその保護者が相談できます。	LINEの友だち追加をして相談 https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/oyako-line/ 	相談日 月曜～金曜日 (祝日および年末年始を除く) 相談時間 10時00分～20時00分 相談形態 LINE
	24時間・365日児童相談事業 ◆児童虐待など、子どもに関するあらゆる相談を、夜間・休日を問わず電話にてお受けします。	福井県児童・女性相談所 所在地 福井市木田3丁目701 電話 0776-35-1781 (24時間365日よ(4)) 児童相談所虐待対応ダイヤル 189(いちばやく) 児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783	
	教育相談に関する事業 ◆幼児・児童生徒の教育上の問題について面接相談や電話相談を行い、家庭・学校・関係機関との連携を密にしながら、問題解決のために支援します。	福井県教育総合研究所教育相談センター 所在地 坂井市春江町江留上緑8-1 電話 0776-58-2180(業務) 0776-51-0511(相談) メール相談 sodan@fec.fukui-c.ed.jp 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 福井県嶺南教育事務所(教育相談室) 所在地 小浜市速敷2-205 電話 0770-56-1304(業務) 0770-56-1310(相談)	対象 幼児から高校生までの本人、保護者、教職員 相談日 月曜～金曜日(祝日および年末年始を除く) 相談時間 8時30分～17時15分 相談形態 来所相談、電話相談、メール相談



この一覧は、県の人権に関する相談窓口を記載しております。その他、国、市町でも相談窓口を設けている場合があります。

福井県人権関係相談ガイド

事業名		実施機関	相談日時	
子ども	福井少年サポートセンター (ヤングテレホン) ◆少年の非行防止、被害を受けた少年のケア、その他少年の健全育成に関する相談をお受けします。	福井県警察本部生活安全部 人身安全・少年課 少年サポートセンター室 所在地 福井市大手3-17-1 電話 0776-24-4970 (フリーダイヤル：0120-783-214)	相談日 月曜～金曜日(祝日および年末年始を除く) 相談時間 8時30分～17時15分 相談形態 電話、面接(予約制)	
	ひとり親家庭相談事業 ◆ひとり親家庭の生活費等、経済上の問題に関する相談や、就職、生業、住宅等、生活上の問題に関する相談をお受けします。	福井健康福祉センター 電話 0776-36-2857 丹南健康福祉センター 電話 0778-51-0034 丹南健康福祉センター 武生福祉保健部 電話 0778-22-4135 二州健康福祉センター 電話 0770-22-3747 若狭健康福祉センター 電話 0770-52-1300	相談日 週4日(各センターごとに異なります) 相談時間 8時30分～17時15分 相談形態 面接、電話	
高齢者	地域包括支援センター ◆高齢者の相談を総合的に受けるとともに、実態を把握し、必要なサービスにお繋ぎします。また、虐待の防止など高齢者の権利を守ります。	県内各市町の地域包括支援センター ご相談は、県内各市町にある地域包括支援センターにご連絡ください。	相談日 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く) 相談時間 9時～17時 相談形態 電話、面接、文書	
	高齢者専門相談窓口事業 ◆高齢者およびその家族が抱える「法律」「年金」「税金」「認知症・介護」等の悩みごとに対する相談をお受けします。	福井県社会福祉協議会 福井県高齢者専門相談窓口 所在地 福井市光陽2-3-22 (県社会福祉センター内) 電話 0776-25-0294	一般相談 相談日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 相談時間 9～17時 相談形態 面接、電話	
			弁護士による法律相談 相談日 毎月第1、3、4水曜日 相談時間 13～16時(要予約一人30分) 相談形態 面接、電話	
			社会保険労務士による年金相談 相談日 毎月第4水曜日 相談時間 13～16時 相談形態 面接、電話	
			税理士による税金相談 相談日 毎月第2水曜日 相談時間 13～16時 相談形態 面接、電話	
			介護経験者による認知症、介護相談 相談日 毎月第2火曜日 相談時間 13～16時 相談形態 面接、電話	
高齢者等権利擁護対応専門職チーム派遣事業 ◆地域における高齢者の虐待や、高齢者・障がい者の成年後見制度利用等の権利擁護についての適切で迅速な対応を支援します。	福井県社会福祉協議会 福井県高齢者等権利擁護専門相談窓口 所在地 福井市光陽2-3-22 (県社会福祉センター内) 電話 0776-25-0294	一般相談 相談日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 相談時間 9～17時 相談形態 面接、電話		
		弁護士による法律相談 相談日 毎月第3木曜日 相談時間 13～16時(要予約一人30分) 相談形態 面接、電話		
		弁護士・社会福祉士による高齢者等権利擁護専門相談窓口 相談日 毎月第2、4火曜日 相談時間 13～16時 相談形態 面接、電話		
日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業) ◆認知症等高齢者、知的障がい、精神障がいなどのある方々が、できるだけ自立して地域で生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きやそれに付随した日常的な金銭管理などを支援します。	福井県社会福祉協議会 (福井県高齢者・障害者日常生活自立支援センター) 所在地 福井市光陽2-3-22 (県社会福祉センター内) 電話 0776-24-4987	相談日 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く) 相談時間 9時～17時(原則) 相談形態 面接、電話 相談場所 相談は、左記の県社会福祉協議会およびお住まい地域の市町社会福祉協議会においてお受けします。		
		運営適正化委員会事業 ◆福祉サービスに関する苦情の解決のための相談をお受けします。	福井県運営適正化委員会 (福井県社会福祉協議会内) 所在地 福井市光陽2-3-22 (県社会福祉センター内) 電話 0776-24-2347	相談日 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く) 相談時間 9時～17時

この一覧は、県の人権に関する相談窓口を記載しております。この他、国、市町でも相談窓口を設けている場合があります。



福井県人権関係相談ガイド

事業名	実施機関	相談日時	
身体障がい者更生相談 ◆身体障がい者の生活、医療、補装具等の相談・判定を行います。	福井県総合福祉相談所 所在地 福井市光陽2-3-36 電話 0776-24-5135 F A X 0776-24-8834	相談日 月曜～金曜日 8時30分～17時15分 相談形態 電話、面接、F A X 必要に応じて巡回相談、訪問判定を行います。	
市町村障がい者相談支援事業 ◆在宅障がい者に対し、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談および情報提供を行います。	県内各市町の障がい者相談支援事業窓口	※詳細は各市町障がい者福祉窓口にお問い合わせください。	
知的障がい者更生相談 ◆知的障がい者に関する問題について、家庭その他からの相談をお受けします。知的障がいの判定及び必要に応じて支援を行います。	福井県総合福祉相談所 所在地 福井市光陽2-3-36 電話 0776-24-5135	相談日 月曜～金曜日 相談時間 8時30分～17時15分 相談形態 予約制による面接相談・電話相談。 必要に応じて巡回相談も行います。	
若年性認知症相談窓口 ◆若年性認知症の方の医療や就労、利用できる制度、退職後の生活など幅広く相談をお受けします。	若年性認知症相談窓口 所在地 福井市文京2丁目9-1 (公益財団法人松原病院内) 電話 0776-63-5488	相談日 月曜～金曜日(祝日・年末年始除く) 相談時間 9時00分～17時30分 相談形態 電話、面接	
身体・知的障がい者相談員設置事業 ◆県内各地に在住する身体・知的障がい者相談員が、障がい者の相談に関し、本人またはその保護者からの相談に応じ、必要な指導等を行います。	県内各市町の身体・知的障がい者相談員	随 時	※詳細は各市町障がい者福祉窓口にお問い合わせください。
「障がい者110番」運営事業 ◆身体、知的、精神などすべての障がい者の財産相続問題、人権問題権利擁護に関する相談等に応じ、障がい者の権利を守ります。	福井県障害者社会参加推進センター 所在地 福井市光陽2-3-22 (県社会福祉センター内) 電話 0776-29-1100 F A X 0776-29-1122 電子メール fsc@fki.fitweb.or.jp	一般相談	相談日 月曜～金曜日 相談時間 9時～17時(時間外、土、日、祝日は携帯電話に転送し、相談をお受けします。) 相談形態 電話、F A X、面接、メール
		専門相談	必要に応じ、専門家を紹介(要予約)
		ピアカウンセリング	身体・知的障がい者相談員が必要に応じ、相談をお受けします。
		地区相談会	各地区にて巡回相談を行います。
心身障がい児巡回相談事業 ◆教育・医療・福祉との連携により、子どもの発達の遅れや養育方法、就学など、教育・療育・養育面からの総合的な相談をお受けします。	福井県特別支援教育センター 所在地 福井市四ツ井2丁目8-1 電話 0776-53-6574 F A X 0776-52-6272 福井県嶺南教育事務所(特別支援教育課) 所在地 小浜市速敷2-205 電話 0770-56-1095 F A X 0770-56-1391	相談会	・福井市ほか県内各市町で年4回開催(5、8、10、12月) ・予約制による面談相談
		一般相談	相談日 月曜～金曜日 相談時間 8時30分～17時15分(電話での予約が必要) 相談形態 電話、面接、必要に応じて園や学校への訪問相談も行います。
発達障がい児(者)支援センター運営事業 ◆発達障がいのある方とご家族が安心して地域で生活できるように支援します。	福井県発達障がい児者支援センター(スクラム福井) 所在地 敦賀柳川1-2-3 電話 福井窓口 0776-22-0370 奥越窓口 0779-89-3210 嶺南窓口 0770-21-2346	相談日 月曜～金曜日 相談時間 9時～17時 相談形態 電話、F A X、電子メール、面接、訪問(面接、訪問の場合は事前予約が必要)	
高次脳機能障がい支援普及事業 ◆高次脳機能障がいを持つ方に対し、日常生活での対処方法の指導、会社・学校・関係機関との連絡調整、障がい者手帳や障がい年金申請のお手伝いなどを行います。	福井県高次脳機能障害支援センター 所在地 福井市新田塚1-42-1 (福井総合クリニック内) 電話 0776-21-1300 (内線2540) F A X 0776-25-8264 電子メール fukui-koujinou@kve.biglobe.ne.jp	相談日 月曜～金曜日 相談時間 9時～17時 相談形態 電話、電子メール、面接(面接の場合は事前予約が必要)	
障がい者虐待防止対策支援事業 ◆障がい者の虐待に関する通報や相談に応じ、障がい者の権利を守ります。	福井県総合福祉相談所 所在地 福井市光陽2-3-36 電話 0776-24-5135 県内各市町の障がい者相談支援事業窓口	相談日 月曜～金曜日 相談時間 8時30分～17時15分 ※詳細は各市町障害者福祉窓口にお問い合わせください。	



この一覧は、県の人権に関する相談窓口を記載しております。この他、国、市町でも相談窓口を設けている場合があります。

福井県人権関係相談ガイド

事業名	実施機関	相談日時	
外国人生活相談 ◆在住外国人の日常的な問題について相談を受け、サポートします。 ◆弁護士、行政書士、関係機関と連携し、法的問題や在留手続き、労働問題、女性問題などへの対応を行います。	ふくい外国人相談センター ((公財) 福井県国際交流協会) 所在地 福井市宝永3-1-1 福井県国際交流会館内 電話 0776-88-0062 ホームページ https://www.f-i-a.or.jp/ja/fia/association/soudancenter/ 相談言語 火曜～日曜：英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、韓国語、ネパール語、フィリピン語、タイ語、スペイン語、ヒンディー語、ウクライナ語（完全予約制） [以下は電話通訳のみ] モンゴル語、クメール語（カンボジア語） 火曜～金曜：ロシア語、フランス語、インドネシア語、マレー語、ミャンマー語	一般相談	相談日：月曜、祝日、年末年始以外 相談時間：9時～18時 (火・木曜日は20時まで)
		法律相談	相談日：対面：毎月第3土曜日（要予約） 遠隔：毎月最終土曜日（要予約） 相談時間：13時～16時
		行政書士相談	相談日：毎月第1土曜日（原則）（要予約） 相談時間：13時～16時
外国人	ふくい外国人相談嶺南センター ((公財) 福井県国際交流協会嶺南センター) 所在地 敦賀市神楽2丁目2-4 アクアトム2階 電話 0770-21-3455 ホームページ https://www.f-i-a.or.jp/ja/reinan/facilitys/soudancenter/ 相談言語 火曜～土曜：英語、中国語、ポルトガル語、第1・3日曜：ベトナム語、韓国語、ネパール語、フィリピン語、タイ語、スペイン語、ヒンディー語、ウクライナ語（完全予約制） [以下は電話通訳のみ] モンゴル語、クメール語（カンボジア語） 火曜～金曜：ロシア語、フランス語、インドネシア語、マレー語、ミャンマー語	一般相談	相談日：火曜～土曜 (祝日、年末年始以外) 相談時間：9時30分～18時 (木曜は20時まで) 相談日：第1、3日曜 相談時間：12時～18時
		法律相談	随時（要予約） ※相談者と弁護士との日程を調整し、相談日を決定します。
		行政書士相談	随時（要予約） ※相談者と行政書士との日程を調整し、相談日を決定します。
DV被害者相談事業 ◆在住外国人の配偶者からの暴力全般に関する相談をお受けします。	福井県生活学習館（ユニー・アイふくい） 所在地 福井市下六条町14-1 [受付窓口] 福井県生活学習館 相談専用 0776-41-7111 ふくい外国人相談センター 電話 0776-88-0062	福井県生活学習館 相談日：月曜・木曜以外（第3日曜日を除く） 相談時間：9時～17時 相談形態：面接、電話 相談言語：英語 その他の言語についてはご相談ください。	
		ふくい外国人相談センター 相談日：毎週木曜日 相談時間：10時～17時30分 相談形態：面接、電話 相談言語：英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、韓国語、ネパール語、フィリピン語、タイ語、スペイン語、ヒンディー語、ロシア語、フランス語、インドネシア語、マレー語、ウクライナ語（完全予約制） [以下は電話通訳のみ] モンゴル語、クメール語（カンボジア語）	

この一覧は、県の人権に関する相談窓口を記載しております。この他、国、市町でも相談窓口を設けている場合があります。



福井県人権関係相談ガイド

	事業名	実施機関	相談日時
患者（難病・感染症等）	◆こころの健康相談（アルコール、ギャンブル、薬物、思春期を含む。）を行い、社会復帰へのサポートを行います。 ◆ストレスチェックやストレスセミナーを実施します。 ◆ひきこもりの方や家族からの相談に応じ、サポートを行います。	福井県総合福祉相談所（こころの相談） 所在地 福井市光陽2丁目3-36 電話 0776-26-4400	相談日 月曜～金曜日（祝日および年末年始を除く） 来所相談 9時～16時（予約制） 電話相談 9時～17時
	保健その他の相談事業 ◆精神、難病、小児慢性特定疾病、結核、エイズ、肝炎等の相談をお受けします。	各健康福祉センター 福井 0776-36-1116 坂井 0776-73-0600 奥越 0779-66-2076 丹南 0778-51-0034 丹南（武生）0778-22-4135 二州 0770-22-3747 若狭 0770-52-1300 福井市保健所 0776-33-5184、33-5185	相談日・時間などの詳細は、各健康福祉センターに直接お問い合わせください。
	難病相談 ◆難病の療養に関すること、就労に関することなどの相談をお受けします。	福井県難病支援センター 所在地 福井市四ツ居2丁目8-1 県立病院 3階 電話 0776-52-1135	相談日 月曜～金曜日（祝日および年末年始を除く） 来所相談 9時～17時 相談形態 面接、電話
	小児慢性特定疾病相談 ◆小児慢性特定疾病児童等の自立等に関する相談をお受けします。	福井県小児慢性特定疾病児童等自立支援相談所 所在地 福井市光陽2丁目3-36 県総合福祉相談所内 電話 0120-76-7672	相談日 月曜～金曜日（祝日および年末年始を除く） 来所相談 9時～17時 相談形態 面接、電話、訪問
出所を終えた人	刑を終えて出所した人などからの相談 ◆刑を終えて出所した人などからの就労、住居、福祉サービス等の相談や、更生保護や再犯防止活動に関する相談に応じます。	福井県更生保護センター 所在地 福井市松本3丁目16-10 （福井県職員会館ビル3階） 電話 0776-97-8221	相談日 月曜～金曜日（祝日および年末年始を除く） 来所相談 9時～16時 相談形態 面接、電話、訪問
犯罪被害者	犯罪被害者等総合相談窓口	福井県防災安全部県民安全課 所在地 福井市大手3-17-1 電話 0776-20-0730 電子メール higaisoudan@pref.fukui.lg.jp	相談日 月曜～金曜日（祝日を除く） 相談時間 8時30分～17時15分 （電子メールは24時間受付。回答は平日になります。） 相談形態 電話、電子メール、面接
	警察安全相談室 ◆主として犯罪に関する相談をお受けします。	福井県警察本部警察安全相談室 所在地 福井市大手3-17-1 短縮ダイヤル #9110 電話 0776-26-9110 電子メール kenkei@pref.fukui.jp	相談時間 24時間受付 相談形態 面接、電話、電子メール ※メール相談の回答は平日になります
	性犯罪被害相談電話 ◆性犯罪などの被害に関する相談をお受けします。	福井県警察本部刑事部捜査第一課 所在地 福井市大手3-17-1 短縮ダイヤル #8103（ハートさん） 一般加入 0776-29-2110 フリーダイヤル 0120-292-170	相談日 毎日 相談時間 24時間受付 相談形態 電話（時間外、土、日、祝日は、当面でお受けします）
	犯罪被害者給付制度、福井県犯罪被害者等生活支援金の問合せ	福井県警察本部警務部県民サポート課被害者支援室 所在地 福井市宝永3-8-1 警察本部奨分庁舎3階 電話 0776-22-2880 内線（2692）	相談日 月曜～金曜日 （祝日および年末年始を除く） 相談時間 8時30分～17時15分 相談形態 面接、電話
	◆事件・事故に遭われた方・その家族の方の電話相談、カウンセリング、警察署・裁判所・検察庁・病院への付き添いなどに関する相談 ◆性犯罪・性暴力被害に関する相談をお受けします。 （相談から診察まで女性のスタッフが対応します。）	（公社）福井被害者支援センター 所在地 福井市宝永3-8-1 警察本部奨分庁舎3階 相談電話 0120-783-892 性暴力救済センター「ふくい「ひなぎく」」 所在地 福井市和田中町舟橋7-1 福井県済生会病院内 電話 #8891または0120-8891-77	相談日 月曜～土曜日（祝日および年末年始を除く） ※面接は月曜～金曜日（要予約） 相談時間 10時～16時 相談形態 面接、電話 相談日 年中無休 相談時間 24時間対応 相談形態 ※面接は月曜～金曜日 8時30分～17時 面接、電話

この一覧は、県の人権に関する相談窓口を記載しております。その他、国、市、町でも相談窓口を設けている場合があります。



福井県人権関係相談ガイド

	事業名	実施機関	相談日時
犯罪被害者	暴力団犯罪等相談窓口 ◆暴力団の被害を受けた方の相談をお受けします。	福井県警察本部刑事部組織犯罪対策課 所在地 福井市大手3-17-1 暴排110番 0776-21-4110 電 話 0776-22-2880 内線 (4535)	相談日 毎日 相談時間 24時間受付 相談形態 面接、電話（時間外、土、日、祝日は当面でお受けします）
		(公財)福井県暴力追放センター 所在地 福井市宝永3-8-1 警察本部突発庁舎2階 電 話 0776-28-1700 (フリーダイヤル: 0120-214-893)	相談日 月曜～金曜日（祝日および年末年始を除く） ※来所のみ予約 9時～17時 相談形態 面接、電話
性的マイノリティ	性的マイノリティに関する相談窓口 ◆記載のある窓口は、いずれも専門の相談機関ではありませんが、お話を伺いしております。 ※原則、県内在住の方からの相談を対象としています。	福井県人権センター 所在地 福井市手寄1-4-1 AQSSA(アオッサ)7階 電 話 0776-29-2111	一般相談 相談日 火曜～金曜日 第2、4日曜日およびその前日の土曜日（祝日、年末年始を除く。） 相談時間 9時～17時 相談形態 面接、電話
			特別相談（弁護士相談） 相談日 毎月第3木曜日 相談時間 13時30分～15時
			移動相談 相談場所 敦賀市内 （会場は人権センターのホームページでお知らせします。） 相談日 偶数月の第2金曜日 相談時間 13時～16時
			相談場所 小浜市内 （会場は人権センターのホームページでお知らせします。） 相談日 奇数月の第3金曜日 相談時間 13時～16時
	各健康福祉センター 福 井 0776-36-1116 坂 井 0776-73-0600 奥 越 0779-66-2076 丹 南 0778-51-0034 丹南(武生) 0778-22-4135 二 州 0770-22-3747 若 狭 0770-52-1300	相談日・時間などの詳細は、各健康福祉センターに直接お問い合わせください。	
	福井県総合福祉相談所（こころの相談） 所在地 福井市光陽2丁目3-36 電 話 0776-26-4400	相談日 月曜～金曜日（祝日および年末年始を除く） 9時～16時（予約制） 来所相談 電話相談 9時～17時	
ハラスメント等	県の労働相談窓口	福井県労使相談センター・丹南事務所 所在地 越前市中央2丁目5-36 越前市労働福祉会館1階 電 話 0778-22-1006 電子メール soudan6029@cap.ocn.ne.jp	相談日 月曜～金曜日（祝日除く） 受付時間 9時～17時
		福井県労使相談センター・嶺南事務所 所在地 敦賀市呉竹町1-41-15 奥野ビル102号室 電 話 0770-22-1015 電子メール soudan6029@sage.ocn.ne.jp	相談日 月曜～金曜日（祝日除く） 受付時間 9時～17時
		中小企業労働相談所 （福井県産業労働部労働政策課内） 所在地 福井市大手3丁目17-1 電 話 0776-20-0389	相談日 月曜～金曜日（祝日除く） 受付時間 9時～17時
		福井県労働委員会事務局 所在地 福井市大手3丁目17-1 電 話 0776-20-0597 電子メール roui@pref.fukui.lg.jp	相談日 月曜～金曜日（祝日除く） 受付時間 8時30分～17時15分

この一覧は、県の人権に関する相談窓口を記載しております。この他、国、市町でも相談窓口を設けている場合があります。



福井県人権センター 人権相談のご案内

福井県人権センターでは、人権に関する様々な相談をお受けしております。秘密は堅く守られます。お気軽にご相談ください。

また、人権関係以外の悩み事や心配事（DVなどの女性保護に関することや子どもの養育に関すること、高齢者や障がい者に関することなど）で、どこに相談したらよいか分からない場合は、関係相談機関をご紹介しますのでご利用ください。

相談員による相談

開館日に相談員が常駐しております。センターにご来館いただき、直接面談による相談が行えます。また、電話による相談も可能です。

弁護士による 無料相談

人権侵害等の問題で法律による解決が迫られる場合は、弁護士による特別相談があります。1回につき30分程度で、面談による相談ができます。また、電話による相談も可能です。事前に予約が必要ですので、ご希望の方は当センターへお電話でお申し込み下さい。

開館時間

火曜日～金曜日
第2・4日曜日およびその前日の土曜日 } 午前9時～午後5時

休館日

月曜日、祝日、年末年始、
第1・3・5日曜日およびその前日の土曜日

●特別（弁護士）相談 第3木曜日…午後1時半～午後3時

●移動相談 敦賀 偶数月第2金曜日…午後1時～午後4時

小浜 奇数月第3金曜日…午後1時～午後4時

※諸事情により変更になる場合があります。事前にホームページや電話でご確認ください。

所在地

〒910-0858

福井市手寄1丁目4番1号 AOSSA(アオッサ)7階

TEL (0776)29-2111

FAX (0776)29-2113

●ホームページ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tihuku/jinkencenter.html>

●Eメールアドレス f-jinken@ceres.ocn.ne.jp



令和7年3月発行

福井県健康福祉部地域福祉課 人権室

〒910-8580 福井市大手3-17-1

TEL (0776)20-0328

FAX (0776)20-0637

E-mail jinken@pref.fukui.lg.jp

